

コンプライアンス規程

一般社団法人 臨床医工情報学コンソーシアム関西

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人臨床医工情報学コンソーシアム関西（以下「当法人」という）のコンプライアンスの取組みに関わる基本事項を定め、当法人におけるコンプライアンスの徹底を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

本規定におけるコンプライアンスとは、当法人が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令、通達、定款及び当法人内部規程並びに社会一般規範（以下「法令等」という）の遵守をいう。

(適用範囲)

第3条

本規程は当法人のすべての役員と職員、契約職員、その他雇用契約を締結しているすべての者および派遣社員ほか、当法人にあって直接または間接に当法人の指揮監督を受けて当法人業務に従事しているすべての者に適用する。

(責任体制)

第4条 当法人のコンプライアンスに関わる主な役割・権限は以下とする。

一 役割

本規程の運営統括責任者は会長とし、実施統括責任者は事務局長とする。事務局長は実施責任者を任命出来る。

二 報告

必要に応じ、運営統括責任者、実施統括責任者は理事会にコンプライアンスの状況を報告する。

三 実施統括責任者、コンプライアンス実施責任者

実施統括責任者はコンプライアンスに関する全般を所管する。コンプライアンス実施責任者はコンプライアンス推進に関わる運営を所管する。

(普及促進)

第5条

実施責任者は必要に応じ役員・職員を対象としたコンプライアンス当法人内普及促進に関する教育・研修会等を実施し、コンプライアンスの普及に努めなければならない。

(行動基準・禁止事項)

第6条

1. 役員・職員は自らの職務を遂行する場合には、法令等を遵守しなければならない。
2. 役員・職員は第3条に規定する範囲の者に対し、法令等に違反する行為を指示、教唆、黙認してはならない。

(懲戒処分)

第7条

1. 当法人は法令等に違反する行為を行った役員に対し理事会の決議に基づき厳正な処分を課す。
2. 当法人は法令等に違反する行為を行った職員を理事会の決議に従い懲戒処分に付す。

(所轄)

第8条

本規程の所轄は、事務局とする。

(制定・改廃)

第9条

1. 本規程の改廃は、理事会の承認により施行する。
2. 実施統括責任者は、社会情勢の変化などにより本規程の改訂の必要が生じた場合には前項の手続きにより速やかに改訂を行わなければならない。

(施行期日)

第10条

本規程は2022年3月1日より施行する